

1. 日 時 平成 25 年 3 月 6 日 (水) 午前 10 時 00 分開会
午後 2 時 18 分閉会
2. 場 所 第 2 委員会室
3. 出席委員 中面幸人委員長、大田重男副委員長、木下孝行委員、
野畑直委員、岩崎健二委員、出口徹裕委員、牟田学委員、
山田勝委員
4. 事務局職員 議事係 寺地 英兼
5. 説明員
- ・ 生きがい対策課
 - 堂之下浩子 課 長
 - 川畑 幸博 課長補佐
 - 濱崎 良一 主 幹
 - 勢屋 伸一 係 長
 - 牛濱 美紀 係 長
 - ・ 健康増進課
 - 佐潟 進 課 長
 - 内園久仁代 課長補佐
 - 牛濱 睦朗 係 長
 - 池田 英人 係 長
 - ・ 都市建設課
 - 飛松 義行 課 長
 - 富吉 良次 課長補佐
 - 石澤 正志 課長補佐
 - 松木 勝徳 主 幹
 - 大野 洋一 係 長
 - 濱崎 久朗 係 長
 - 猿楽 浩士 係 長
 - ・ 農政課
 - 内園 由幸 課 長
 - 山平 俊治 課長補佐
 - 西園 善信 課長補佐
 - ・ 水産林務課
 - 早瀬 則浩 課 長
 - 馬見塚徹雄 課長補佐
 - 大石 直樹 係 長
 - ・ 商工観光課
 - 馬見塚啓一 課 長
 - 牛濱 良彦 課長補佐
 - ・ 水道課
 - 浦 雅智 課 長
 - 中野 正市 課長補佐
 - 垂 義継 係 長
 - ・ 大川診療所
 - 中野 貴文 主 幹

6. 会議に付した事件

- ・ 議案第 1 号 平成 24 年度阿久根市一般会計補正予算（第 8 号）
- ・ 議案第 2 号 平成 24 年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第 4 号 平成 24 年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ・ 議案第 5 号 平成 24 年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- ・ 議案第 6 号 平成 24 年度阿久根市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- ・ 議案第 17 号 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 18 号 阿久根市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 19 号 阿久根市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- ・ 議案第 20 号 阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・ 議案第 21 号 阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- ・ 議案第 22 号 阿久根市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
- ・ 議案第 23 号 阿久根市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- ・ 議案第 24 号 阿久根市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- ・ 議案第 25 号 阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 26 号 阿久根市営住宅等整備基準条例の制定について
- ・ 議案第 27 号 阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 28 号 阿久根市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- ・ 議案第 29 号 阿久根市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

7. 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

中面幸人委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会します。平成25年2月28日の本会議で当委員会に付託になった案件は、配付した日程表にありますとおり、補正予算5件、条例の制定に関する議案13件、以上、18件であります。

ここで、日程についてお諮りします。委員会の日程はお手元に配布してありますとおり、本日と明日の2日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認め、本日と明日の2日間といたします。

それでは、執行部の出席をお願いいたします。

（生きがい対策課 入室）

○議案第1号

平成24年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）生きがい対策課所管分

中面幸人委員長

それでは、議案第1号中、生きがい対策課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

堂之下生きがい対策課長

議案第1号平成24年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）生きがい対策課所管の主な内容について、御説明申し上げます。まず7ページをごらんください。債務負担行為であります。7ページの上から7行目、相談支援事業委託料から一番下のAED借上料までが、生きがい対策課の所管分であります。

それでは、歳出予算から御説明申し上げます。19ページをごらんください。3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費13節委託料293万6千円の減額であります。生きがい対応型デイサービス事業が93万7千円、緊急通報センター運営事業が199万9千円、それぞれ実績にもとづく減額補正であります。19節負担金補助及び交付金、312万3千円の減額も実績によるものであります。長寿祝金が48万5千円の減額、後期高齢者人間ドック助成事業が263万8千円の減額であります。20節扶助費については、老人保護措置費であり、養護老人ホームに対する措置費であります。障害者加算等の不用分983万7千円を減額するものであります。

次に3款民生費2項1目児童福祉総務費について申し上げます。12節役務費74万3千円の減額は、子ども医療費の受診データに係る国保連合会へ支払う報告及び審査集計の手数料であり、子ども医療費助成事業の実績にもとづき減額するものであります。20節扶助費1、869万2千円の減額ですが、児童扶養手当400万円、自立支援教育訓練給付事業169万2千円、子ども医療費助成事業1、300万円、それぞれ実績により減額するものであります。

20ページをお開きください。3款2項2目児童措置費は、子どものための手当ですが、法改正により子ども手当2カ月分、児童手当10カ月分であります。実績にもとづき減額するものであります。3目保育所費については、国庫補助金として見込んでいた6

62万8千円を一般財源へ組みかえるものであります。次に、3項生活保護費2目扶助費については、医療扶助分1、200万円を実績にもとづき減額するものであります。

次に歳入について御説明申し上げます。15ページをお開きください。13款国庫支出金1項国庫負担金2目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金133万4千円の減額補正は、児童扶養手当に係るもので、国の負担割合は3分の1であります。4節生活保護費負担金900万円の減額補正は、生活保護費医療扶助に係るもので、国の負担割合は4分の3であります。6節子どものための手当負担金2、090万3千円の減額補正は、子ども手当から児童手当に改正されたため国庫負担率が変更になったことと、支給実績によりそれぞれ増減するものであります。

次に13款2項国庫補助金2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金は、723万5千円の減額ですが、子育て支援交付金の686万6千円の減額については、阿久根市地域子育て支援センター事業において、平成24年度は専任職員が1名になったため、交付の対象にならなかったものであります。母子家庭等対策総合支援事業費36万9千円の減額は、高等技能訓練促進費等事業の対象を2名で予算計上していましたが、実績が1名であったため減額するもので、補助率は21.8%であります。16ページをごらんください。次に3項委託金2目民生費委託金2節児童福祉費委託金89万2千円の減額は、子ども手当事務費交付金として予算計上していましたが、一般財源化されたため、交付金の給付がありませんでしたので減額補正するものであります。

次に、14款県支出金1項県負担金2目民生費県負担金7節子どものための手当負担金は、696万1千円の補正です。児童手当制度の改正により、県の負担割合が変更になったことからそれぞれ補正するものであります。次に、14款2項県補助金2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金の90万円の減額補正は、母子家庭高等技能訓練促進費の実績に応じて減額するもので、県の負担割合は4分の3であります。

17ページをごらんください。19款諸収入5項雑入4目雑入20節雑入173万4千円の減額補正は、75歳以上のはり・きゅう施術料助成事業と人間ドック助成事業に係る後期高齢者広域連合からの交付金であります。実績に応じて減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

大田重男委員

ちょっとお聞きしたいんですけど、19ページの社会福祉の3目老人福祉費のほうですね、後期高齢者人間ドック助成事業が263万8千円と非常に減額になってるんですけど、恐らく阿久根市民病院と厚生連のほうで受けるんですよ、（聴取不能）になってるんですね。その関係で例えば、75歳以上の人が鹿児島の方に行って人間ドッグを受けようかという、非常に厳しい面があるんじゃないかと私は思ってるんですけど、そういったことはないですかね。

堂之下生きがい対策課長

厚生連の場合、鹿児島に行きますけれども農協の方でバスを準備していただきますので、バスに乗り合わせて行かれることになっております。

[大田委員「わかりました」と発言]

中面幸人委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

7 ページのですね、相談支援事業委託料から A E D 借上料まで担当課だという話でしたが、具体的にどこに委託されるんですか。

堂之下生きがい対策課長

それでは御説明いたします。相談支援事業委託料と地域活動支援センター事業委託料につきましては、あいわの里でございます。子ども発達支援センターこじかにつきましては、社会福祉法人青陵会。

〔複数人発言する者あり〕

食の自立支援事業につきましては、鹿児島いずみ協同食品。生きがい対応型デイサービス事業につきましては、桜ヶ丘と脇本の緑風荘になっております。生活支援型ホームヘルプサービス事業につきましては、社会福祉協議会です。生活支援移送サービス事業につきましては、デイサービスに行かれる方の移送サービスですので、桜ヶ丘と緑風荘でございます。緊急通報システム運営事業委託料につきましては、アズビルという名前に変わっておりますけれども、カタカナで。子ども家庭に関する相談支援業務につきましては、鹿児島市にありますところのサポートアミ。A E D については、これから契約でありますので、今度新規で。心臓のあれですね。

山田勝委員

委託先はわかりましたけどね、例えば今ね、桜ヶ丘荘と緑風荘に委託している生活対応型デイサービスと移送事業というもののなんですけど、45万8千円、対象者が少ないんでしょうけどね、これぐらいどこでペイするんですか。どこから金ができるんですか。これは、あとの分は。介護保険ですか。

堂之下生きがい対策課長

これは介護保険にかからない方のサービスですので、介護保険ではありません。全部一般財源で、本人負担がデイサービスについては本人負担があります。

山田勝委員

いくらですか。1回。

堂之下生きがい対策課長

利用者負担が1回当たり2千円であります。

山田勝委員

1回当たり2千円ということは、これに関しては本人負担プラスこういう委託料だけの話で、その他ではないということですね。

〔堂之下生きがい対策課長「はい」と発言〕

デイサービスが始まったころはですね、かなりの負担があって、例えば利用者というのは本当に介護の必要な方から割に元気な方まで利用できたという時代もあるんですよ。しかしながら、やはりそういう部門もね、必要かなという気がするものですからね、一人になって介護保険の適用を受けないけれども、あるいは認定を受けないけれどもやっぱり行ったほうがいいよねという人もいるのよね、そういう人の対応はどうしているの。

堂之下生きがい対策課長

この事業がそういう方を対象にしております。介護保険で非該当になった方々でデイサービスがあったほうがいいと思われる方をこの事業でデイサービスを利用していただいている状況です。

山田勝委員

しかし、1回2千円の個人負担がいるということですよ。

〔堂之下生きがい対策課長「はい」と発言〕

大変やわ。大きいですね。しょうがないですね。それは制度ですから。

先ほど説明されましたね、生きがい対応型デイサービス事業がこれですよね、今説明されました、ですよね。

[堂之下生きがい対策課長「はい」と発言]

ということは利用者が非常に少ないということですね。

堂之下生きがい対策課長

はい。年々少なくなっています。

山田勝委員

20ページですね、保育所費。国庫支出金の662万8千円から財源を振りかえた理由はなんですか。

堂之下生きがい対策課長

先ほど歳入でも申し上げましたとおり、生きがい対策課内に子育て支援センター係がありますけれども、その専任職員が1名になりました。人員の減によりまして。それが専任職員2名いないと補助対象にならないということでありましたので、その分の補助金がなくなったということでございます。

山田勝委員

専任職員が2名が1名になったことでもう財源の問題はそれとしてですね、逆に対市民との交渉事はどうなんですか。一人で間に合っているんですか。間に合っていないんですか。

堂之下生きがい対策課長

それで今年度は短期で臨時職員を雇いまして常勤ではないんですけども、親子教室とか子育てサークルがあるときに、臨時職員を雇って対応をいたしました。それからことし児童対策係におりました家庭相談員を子育て支援センターと一緒に業務を行って、その部分の業務もいたしております。

山田勝委員

仕事はね、そういうことで仕事はやりました。仕事は対応できました。よかったというけれども、できることなら二人おったほうが逆に国庫補助金が一人の人件費分でくるじゃないですか。結果として一般財源から出すんですよね、国庫補助を出すんですから。一般財源から出さないで国庫の補助をもらってね、ちゃんとした方がいいよねと思うんですが、あんたはどう思って財政課と交渉したの。

堂之下生きがい対策課長

私たちの方は子育て支援センターを強化したいというふうに思っております。人員配置につきましては、総務課の方で全体の職員が減っている中で、どうしても厳しいということで今年度はこういう形になっております。来年度はぜひふやしてほしいということでまたお願いはしております。

山田勝委員

もちろんね、あそこもふやさないかん、ここもふやさないかんという部分でですね、例えば臨時職員で足りるところに正規の職員を置かなくてもいい部分もあるんですよ、そういうところがよくね、財政及び総務課がね、していかないと。例えば一番いい例が議会事務局なんてのは、正規の職員はいらないんですよ。お茶汲みで、総務をするのは。そういうところを回せばいい話でですね、これは一つの例ですよ。一つの例。それはね、私が課長にどんな話をしてもわからない話、私たちもそれなりに受けとめないかんと思います。以上です。

中面幸人委員長

ほかにありませんか。

木下孝行委員

ちょっとわからないことがあってお尋ねしますが、3款1項3目老人福祉費の緊急通報センター運營業務ですね、事業内容を確認したいというのがあってと、予算が当初が318万ほどついとって、実際に執行残が3分の2が執行残になってしまったという内容を教えてください。

堂之下生きがい対策課長

緊急通報センター事業につきましては、ひとり暮らしの高齢者だったり障がいがある方、疾病等により不安がある方について自宅電話に機器を取りつけまして、容体急変等のときにボタンを押していただければセンターにそれがつながって救急の連絡をしたり、協力員のほうに連絡がいたりというような事業でございます。今回、平成24年度で委託業者を変更して新たに利用を拡大しようというふうに考えておったわけですが、なかなか利用が伸びなかったというのがあります。民生委員さんの研修会とかでもお話をして、ぜひ必要な方があればつけてほしいということをお願いしたんですけど、なかなかそれが拡大しなかったということで、当初では100台分を見込んでいたんですけど、結局は50台弱ぐらいの利用にとどまっているというところでございます。今回、24年度からは従来の電話機につけるのとまた別に携帯電話型もありますので、そういった面で利用普及できればというふうに考えたんですけども、なかなか伸び悩んだというところがございます。

木下孝行委員

予算執行に対してあまり実績が上がらなかったということは、今いうその疾病とかいろんな自分の体の障がいの中で、それを利用しようという人がいなかったのか、それとも周知活動が足りなかったのか、啓発活動、こういった制度がありますというその制度が足らなかったのかというのはどっち。両方なんですかね。

堂之下生きがい対策課長

周知もしたつもりではありますけれども、やはり足りなかったのかなというのもありますし、安否確認という意味でどちらかというと給食サービスを頼まれる方のほうが多い状況に今あります。安否確認という意味で私たちのほうとしては、緊急通報のほうがいいんじゃないかという考えをもっておったわけですが、どちらかというと給食サービスを選ばれる方のほうが多いという現状があります。

山田勝委員

ついでにね、給食の話がでましたけど、食の自立支援事業でね、やってますよね、あれはあれでいいと思いますよ。しかし、私ふと思うんですけどね、人によってはね、ホームヘルパーで山田さんのところに行く、山田のところに行く前に弁当を買って行く人もおりますよ、何人か。そういうのはなかなかね、私はいい方法だと思いますよ。個人がですね。そのほうがずっといいような気がするんですが、具体的なそういう意味でのホームヘルパーに対する指示とかあるいは指導とかなされていないの。

堂之下生きがい対策課長

そのホームヘルパーにつきましては、介護保険事業になりますので、介護保険で使える範囲内ということでケアマネージャーがプランを立てるんだというふうに考えております。食の自立支援事業につきましても開始に当たって、こちらで調査するわけですがヘルパーが入る方については、ヘルパーを利用していただく、ヘルパーを調理以外の部分で使ってもらっしゃる方で介護保険が使えない方がこちらを申し込まれる方もありますし、できれば私たちとしては給食サービスよりはつくっていただいた方がいいのかなというふうに思っております。

山田勝委員

参考までに聞きますけどね、配達しますよね、老人給食、配達しますでしょ、ああいう配達される、申し込んでいらっしゃる方々というのは介護のね、認定を受けてない方が多いの、それとも認定を受けている人が多いの。

堂之下生きがい対策課長

そこのところは、はっきり数字をもっておりませんが、両方いらっしゃいますのでどれくらいの割合がというのは今ここではお答えできないところです。

山田勝委員

どちらでもいいんだけどね、一番効率のいい方法をね、してなるべくおしなべて多くの老人が安心して暮らせるような状況をつくってやらないかんじゃないですか。そのためにはね、私は自分が見てですよ「いや、弁当を買ってきてくれと頼まれたもんでな」といって買って行かれる方が、かなりホームヘルパーの方がいらっしゃいますよね、ああこんな方法もいいなと思ってるから話をするんです。以上です。

中面幸人委員長

ほかありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第1号中、生きがい対策課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

○議案第17号

阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

中面幸人委員長

次に議案第17号、阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

堂之下生きがい対策課長

それでは議案第17号、阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。条例議案等参考の13ページ、新旧対象表をごらんいただきますとわかりやすいかと思います。第2条第4項に、助成の対象となる保険給付の内訳を規定してありますが、ここに訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費を追加するために条例の一部を改正しようとするものであります。子ども医療費については、鹿児島県乳幼児医療費助成事業の補助を受けておりますが、県の要綱にこのことが追加されたことに伴いまして条例の改正をするものであります。施行期日は、公布の日からとしますが、県の要綱に合わせて平成24年12月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用しようとするものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

言葉だけではなかなか具体的にわからんのよね、規定する療養の給付、療養費というのは具体的にどういう、誰にいくお金ですか。業者にいくんですか、それとも対象の子供たちにいくんですか。誰が払うとな。

堂之下生きがい対策課長

ここに書いてある給付については、医療費のことですので本来なら本人さんたちが医療機関に払うんですけども、その部分を補助の対象としますよというふうに書いてあり

ます。

山田勝委員

そひこだけではおいはわからんわけな。具体的に医療費が仮に千円かかりました。そのときに具体的には、こうこうこういうことで補助金をこれだけだしますよ、あるいはこの補助金は本人にやりますよ、あるいは病院に直接払いますよというところまで教えてくれないとわからんじゃないですか。説明でけんでや。

堂之下生きがい対策課長

子ども医療費につきまして、医療費として本人さんの払われるべき、お払いになる医療費ですね、自己負担分についてこちらで後から補助をするという形になりますので、その医療費に含まれる保険給付の中身がここに規定してありますこの療養の給付とか療養費、家族療養費等がそういう医療費の中に含まれますということに今回なったということでもあります。

山田勝委員

家族療養費、訪問看護療養費あるいは家族訪問看護療養費というのはね、具体的にどういうことなんですか。例えばこういう場合ですよと言ってくれないとわからんわけな。

堂之下生きがい対策課長

子供さんが重い障がいがあったりする場合にですね、看護師さんが医療機関から自宅を訪問してその子の状態を見て、いろんな医療を行う場合ですね、それを訪問看護療養費といいますけれども。

山田勝委員

家族訪問看護は。及び家族訪問看護療養費、これは具体的にどういうことなんですか。今、訪問看護療養費のことはわかりました。

牛濱児童対策係長

資格者がいてその資格者がする場合が訪問看護療養費で、その資格者の扶養家族がいますよね、扶養親族、その扶養親族がその訪問看護療養費を受ける場合は、家族訪問看護療養費という形で請求がされるので、その保険の被扶養者と扶養者の・・・

山田勝委員

例えばですね、看護婦さんが来てちゃんとする場合の費用は、看護療養費なんですか。ですよ。でしょ、訪問看護療養費ですから。看護婦が、看護婦が訪問してされる場合はこれの適用を受けますよ。ちゃんと医療の点数にあがるということですよ。

〔牛濱係長「そうです」と発言〕

今度は家族訪問看護療養費というのは、家族がちゃんと面倒を見てもですね、それもちやんとあがるんですか。

牛濱児童対策係長

いえ、そういうわけじゃ、家族というのは保険の資格者、実際の保険の資格をもっている方の家族だから、例えばお父さんがその保険の資格者であれば、その子の例えば子どもの訪問看護療養費を家族訪問看護療養費と。

山田勝委員

この中にね、子ども医療費の助成、子ども医療費の資格というのはね、誰がもっている資格なの。

中面幸人委員長

休憩に入ります。

(休憩 10:34 ～ 10:38)

中面幸人委員長

休憩前に戻り委員会を再開します。ほかにありませんか。

山田勝委員

ちなみに、この訪問看護をした場合の医師が指示するわけですからね、治療費ですよ、治療費の点数が（聴取不能）それは全額その助成の対象になるんですか、何パーセントですか。

堂之下生きがい対策課長

それぞれの加入していらっしゃる医療保険の自己負担分について子ども医療費は助成をすることになります。

山田勝委員

自己負担分ということは、国保の場合、社保の場合それぞれにもとづいてやるというわけですよ。それは、かね平生健康な子供たちについてそれでいいですよ、しかしながら、重度の心身障がい者とか何とかという分については、全くゼロの場合もあるんじゃないですか。治療費がゼロの場合もあるじゃないですか。そういう方々についてはゼロだということですか。

堂之下生きがい対策課長

そういった重度心身障がい者医療費とか、そちらをもっていらっしゃる方については、そちらが優先されます、他法が優先されますので、そういうことになります。

〔山田勝委員「やっとわかりました」と発言〕

中面幸人委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第17号阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

○議案第18号

阿久根市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

中面幸人委員長

次に議案第18号、阿久根市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

堂之下生きがい対策課長

議案第18号、阿久根市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。障害者自立支援法の一部を改正し、通称、障害者総合支援法、すなわち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改題することなどを定めた、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴いまして、引用している箇所の改正が必要になったものであります。

まず第1条は、阿久根市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正ですが、引用する法律の名称を改正するものであります。次に第2条は、阿久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正です。引用する法律の名称を改めると、法第5条第10項が削られ、第11項から第27項までの条項ずれのため、引用している箇所の改正を行うもので

あります。次に第3条は、阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部改正であり、第2条と同じく引用する法律の名称を改め、引用条項の改正をするものであります。

施行期日は、法律の題名改正については、平成25年4月1日から施行されますので同日から施行いたしますが、法第5条に規定される障害福祉サービスの拡充等については、平成26年4月1日施行となっておりますので、第2条及び第3条の規定については、平成26年4月1日を施行日とするものであります。以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第18号、阿久根市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。休憩に入ります。

（生きがい対策課 退室）

（健康増進課 入室）

○議案第1号

平成24年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）健康増進課所管分

中面幸人委員長

次に議案第1号中、健康増進課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟健康増進課長

議案第1号、平成24年度阿久根市一般会計補正予算第8号について、健康増進課所管分について御説明いたします。

補正予算書の19ページ、歳出をごらんください。第3款民生費1項1目社会福祉総務費の補正額2,250万円は、国民健康保険特別会計へ給付費の不足が見込まれるための繰出金であり、繰り出し総額は3億6,119万2千円となります。同じく3目老人福祉費28節繰出金の補正額190万9千円の減額は、介護保険特別会計の事業勘定にて北薩広域行政事務組合の平成24年度分の負担金が確定したことによる増額分の23万9千円と介護サービス事業勘定にて繰越金と歳出の不用額を減額したことによる214万8千円の合計額であります。

20ページをごらんください。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費の補正額157万8千円の減額は、夜間一次救急診療所に係る年間運営費の負担分が確定したことによるものであります。内訳としましては、平成23年度の負担金の実績精算差額を返納せずに、今年度の負担分から減額することとなったものであります。

次に歳入は、17ページをごらんください。第20款市債1項3目衛生債のうち補正額160万円の減額は、夜間一次救急診療所に係る過疎債の減額分です。過疎債についてはその単位が10万円単位のため、160万円となったものです。

次に繰越明許費について御説明いたします。補正予算書の5ページをごらんください。第2表繰越明許費、第3款民生費1項社会福祉費、介護基盤の緊急整備特別対策事業1億4,600万円は、地域密着型介護老人福祉施設分が1億1,600万円で、小規模多機能型居宅介護事業所分が3,000万円であります。

次に債務負担行為補正について御説明いたします。第3表債務負担行為補正追加の表で、補正予算書の8ページをごらんください。健康増進課所管分は、表の6項目目から9項目目までであり、在宅当番医制事業委託料と妊婦、乳幼児健康診査業務委託料及び予防接種ワクチン購入費、並びに個別予防接種業務委託料4件について、年度当初から事業開始できるよ

う債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、補佐、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

岩崎健二委員

19ページの3款1項1目28節の繰出金の3億6,119万2千円ですかね、このうち法定繰入と法定外繰入の額がわかりますか。

佐潟健康増進課長

法定分が5,097万9千円、法定外分が1億4,572万5千円。繰出金はそれ以外に、保険基盤安定繰入額が8,965万1千円、職員給与費等繰入額これが6,643万7千円、それから出産育児一時繰入額が840万円であります。

岩崎健二委員

今の出産一時金とか職員とか介護基盤とかというのものもある意味法定ですよ。実際に法定外といわれるものについては、国民健康保険特別会計で実際は1億4,500万というのは本来ならば処置すべき金額というふうに解釈していいですか。

佐潟健康増進課長

はい、そう解釈していただいてよろしいかと思います・

山田勝委員

今のただけどね、国民健康保険繰出金合計は、3億6,119万2千円ですね、国民健康保険特別会計の繰出金の合計は。その中である意味、法定じゃなくて完全に、例えば人件費は一般財源でみなさい、それから出産育児も当然ですよ、そういうのを全部外した残りが1億7,145万阿久根市は出している。私これはすごいことやったんだ。すごいことですよ、本来、国民健康保険税にこういう出し方はしたことはなかったわけですからね、今まで過去においてですよ、ですからね、この付近はちゃんとね、はっきりしておかないかんです。何も人件費及び育児費あるいはそういう保険安定基盤の制度内の法定内のお金が合計幾らですというのはちゃんと教えてほしいんですよ、それと一般財源（聴取不能）、一般財源はな、ほんと私なんか長い間ずっと見とって夢みたいなお話ですもんね、こんな金をたくさん出してくるということは。だからその合計を言ってください。法定内の合計、ひっくるめた合計。

佐潟健康増進課長

2億1,546万7千円あります。

山田勝委員

明許繰越のことです、今介護基盤緊急整備特別事業ということで説明いただきましたよね、普通、繰越明許費というのは5月いっぱい終わらせてですね、次の議会に報告するという基本的にそういうことですけどね、間に合うんですか、それに。

佐潟健康増進課長

今回の事業につきましては2事業者の方々の事業になりますが、地域密着型の介護老人福祉施設の方の竣工の完成につきましては、9月ぐらいになりますので通常の明許繰越の報告をする時期には完成はいたしておりませんので、25年度中に完成という形になります。

〔山田勝委員「もう一方は」と発言〕

佐潟健康増進課長

につきましても、小規模多機能型居宅介護事業所の分につきましても、5月、6月の報告

の際にはまだ完成していない状況になります。

山田勝委員

特別その期限は切っていない、なるべく早い時期にオープンできるように事業を進めなさいとこの程度のものなんですね。

佐潟健康増進課長

はい、一応その部分については、県の許可もとった上で事業のほうを実施しております。

中面幸人委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ議案第1号中、健康増進課所管の事項について審査を一時中止いたします。

○議案第2号

平成24年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

中面幸人委員長

次に議案第2号、平成24年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟健康増進課長

議案第2号、平成24年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。事業勘定の歳出から御説明いたします。補正予算書の10ページをごらんください。第2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費の補正額4,500万円は、被保険者一人当たりの医療費の伸びが大きくなったことで、療養給付費に不足が見込まれるため増額しようとするものであります。

次に歳入は9ページをお開きください。第4款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金の補正額1,440万円。2項1目財政調整交付金の補正額405万円と第5款県支出金2項1目財政調整交付金の補正額405万円は、歳出の一般被保険者療養給付費の増額分に対する国の負担金及び国と県の財政調整交付金をそれぞれの負担割合で増額しようとするものであります。第10款繰入金1項1目一般会計繰入金第4節財政安定化支援事業繰入金の補正額2,250万円は、保険給付費の財源として充当しようとするものであります。

次に直営診療施設勘定の歳出について御説明いたします。補正予算書の14ページをごらんください。今回の補正は、本年度から週5日の診療を行っている大川診療所における診療報酬収収入や診療業務に係る委託料など、その実績などにもとづく年度内の所要額見込みについて補正するものであります。当初予算額3,626万6千円から76万9千円を減額し、3,549万7千円にしようとするものです。

第1款総務費1項1目一般管理費の補正額72万8千円の減額は、長期臨時職員の社会保険料及び代替職員の賃金の不要分などが主なものであります。第2款医業費1項医業費の補正額128万5千円の減額は、1目医療用機械器具費の修繕料及び事業用機器類の備品購入費の不用分と3目医薬品衛生材料費における診療用医薬品等の購入費の不用見込分や4目検査等業務費の血液等検査の実績等の減額分、13節委託料の診療業務委託料について減額するものであります。第4款基金積立金1項1目基金積立金の補正額132万4千円の増額は、基金条例の規定により繰越金等を積み立てるものであります。

次に歳入は13ページです。第1款診療収入2項外来収入8千円の増額は、各診療報酬収入の実績にもとづく見込額を計上したものであり、6目その他診療収入の増額は、じん肺患者の労災保険診療費の収入がふえたことが主な要因です。同じく3項その他の診療収入は、

介護保険主治医意見書料やインフルエンザを始めとした予防接種等の収入金であり、実績にもとづき補正を行うものです。第6款繰入金1項1目、国民健康保険診療所基金繰入金は当初予算額2,083万3千円に対し、349万4千円を減額補正し、最終繰入金額を1,733万9千円にしようとするものです。7款繰越金は、平成23年度決算にもとづく繰越金を計上しました。

次に債務負担行為の補正について御説明いたします。6ページをごらんください。債務負担行為については、事業勘定のドライシーラプレッスルエコノⅡ年間保守点検業務1件と、直営診療施設勘定のレントゲン装置に係る保守料などの業務委託4件、在宅酸素療法用の装置借上げの計5件を設定しようとするものです。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、補佐、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第2号、平成24年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の事項について、審査を一時中止いたします。

○議案第4号

平成24年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）

中面幸人委員長

次に議案第4号、平成24年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟健康増進課長

議案第4号、平成24年度阿久根市介護保険特別会計補正予算第3号について御説明いたします。事業勘定の歳出から御説明いたします。補正予算書の36ページをごらんください。

第1款総務費3項1目認定調査等費の補正は、13節の認定調査に係る訪問調査業務の委託料が不足見込のため、12節の医師意見書手数料から60万円を組みかえようとするものであります。同じく3項2目、認定審査事務負担金の補正額23万9千円は、北薩広域行政事務組合への負担金の増額分であります。第2款保険給付費1項5目施設介護サービス給付費の補正額1,500万円、9目居宅介護サービス計画給付費の補正額60万円、4項1目高額介護サービス費の補正額150万円、7項1目特定入所者介護サービス費の補正額300万円は、それぞれの給付費に不足が見込まれるため増額しようとするものであります。

次に歳入は35ページをごらんください。第3款国庫支出金1項1目介護給付費等負担金の補正額721万円、第4款支払基金交付金の補正額345万1千円は、歳出の給付費の増額分に対する、国の負担金及び支払基金交付金のそれぞれの負担割合分を増額しようとするものであります。第7款繰入金1項4目その他一般会計繰入金の補正額23万9千円は、北薩広域行政事務組合への負担金の増額分を一般会計から繰り入れるものであります。同じく2項1目、介護保険基金繰入金の補正額943万9千円の増額は、保険給付費の不足見込分について増額し財源充当しようとするものであり、今回の基金取り崩しで基金残高は、1億5,992万7千33円であります。

次に介護サービス事業勘定について御説明いたします。補正予算書の40ページ、歳出をごらんください。第1款総務費1項1目一般管理費の補正額86万7千円の減額は、地域包括支援センター専門指導嘱託員4名と社会福祉協議会からの出向職員2名に係る時間外手当の不用分について減額するものであります。

次に歳入は39ページをごらんください。第3款繰入金1項1目一般会計繰入金の補正額214万8千の減額は、第4款繰越金128万1千円の増額分と、歳出で不用分を減額したことにより、当初の繰入額を減額しようとするものであります。

次に債務負担行為補正について御説明いたします。補正予算書の32ページをごらんください。生きがい対策課が実施する、事業勘定の「食」の自立支援事業委託料と高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業委託料について、年度当初から事業開始できるよう債務負担行為を設定しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、補佐、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

中面幸人委員長

休憩に入ります。

(休憩 11:06 ～ 11:16)

中面幸人委員長

休憩前に戻り委員会を再開します。課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第4号、平成24年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）について審査を一時中止いたします。

○議案第5号

平成24年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

中面幸人委員長

次に議案第5号、平成24年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟健康増進課長

議案第5号、平成24年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について御説明いたします。補正予算書の50ページ、歳出をごらんください。第2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額329万2千円は、後期高齢者医療保険料の増額が見込まれるため、後期高齢者医療広域連合に支払う納付金について増額しようとするものであります。

次に歳入は、49ページをごらんください。第1款保険料1項1目後期高齢者医療保険料329万2千円は、被保険者保険料の増額が見込まれるため補正しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、補佐、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第5号、平成24年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について審査を一時中止いたします。

○議案第19号

阿久根市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

中面幸人委員長

次に議案第19号、阿久根市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟健康増進課長

議案第19号、阿久根市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について御説明申し上げます。議案書の28ページになります。ごらんください。この条例の目的は、平成24年5月11日に交付されました新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定にもとづき、阿久根市新型インフルエンザ等対策本部の設置に関し必要な事項を定めようとするものであります。

初めに、新型インフルエンザ等対策特別措置法について御説明させていただきます。特別措置法の制定の背景としましては、平成21年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、政府行動計画の実効性をさらに高め新型インフルエンザや全国的かつ急速な蔓延の恐れのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命と健康を保護し、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするために制定されたものであります。その中で新型インフルエンザ等の発生時には、国や都道府県は対策本部を設置することとし、また新型インフルエンザ等の緊急事態には、市町村にもその対策本部を設置することが規定されております。以上のことから、本特別措置法の規定にもとづき阿久根市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定しようとするものであります。

条例の主な内容についてですが、第2条に組織体制としまして、本部長、副本部長、本部員等を置くこととし、第3条に対策本部の会議について、第4条に必要と認める場合は対策本部に部を置くことができること等を定めました。最後に第5条で、前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は本部長が定めることとしました。なお、附則において、施行日は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日としております。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、補佐、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

木下孝行委員

対策本部を設置するという条例をつくるということでございますが、組織はとりあえず今現時点で本部長から副本部長、その下の本部員というのは、健康増進課内で設置をするということでもいいんですか。想定する部長とか、本部長とか、そういうのは誰になるか。

佐潟健康増進課長

この体制につきましては、現行阿久根市の行動計画等がありまして、それにならって本部長は市長、副本部長を副市長、教育長という形で各関係機関を網羅していく、全庁体制で臨むこととしております。ただこの対策本部につきましては、災害対策本部の部分と同じような形をとっていますので、最終的な実行体制については、今後総務のほうとも協議しながらやっていきたいというふうに思っております。

山田勝委員

このインフルエンザ等、ノロウイルスとか何とか、いろんなね、感染症があったら、いろんな難しいものがあるんですが、このインフルエンザだけ特別、新型インフルエンザというふうに本部をつくりますよね、参考までにことしのインフルエンザの阿久根市の罹患率はどうなんですか。発生率といいますか。

佐潟健康増進課長

申しわけございません。手元に資料を持ち合わせておりませんが、先日新聞にもでました

が脇本小学校の方で学級閉鎖等あります。民間での感染症の発生につきましては。毎週、鹿児島県が保健所ごとにその感染症の発症者数等を各病院等からの診療者数をカウントして報告してあります。そちらのほうを確認すれば、大体わかるかと思いますが今手元に持ってきておりません。

山田勝委員

別にこの条例を策定することが反対する意味じゃないですよ。反対する意味ではないんですけど、今課長の話を聞けば、んならどこがカウントしてるんですかといってもですね、現実には病院の報告義務は出水保健所に報告するわけでしょ、阿久根市役所にするわけじゃないでしょ、出水保健所に報告したものを阿久根市役所の方に阿久根市は何人ですよと、逆に出水保健所から来るんですか。

佐潟健康増進課長

出水保健所ではなくて、上の県の所管の所から全市町村に毎週あの感染症情報ということで、県下全域の情報を通知されてます。その分につきましては、また全職員掲示板、インフォメーションで毎週周知しているところでございます。

山田勝委員

この話をどれだけ語ってもどうしようもないけど、インフルエンザの罹患率が多いということでしょうね、大変だということでしょう、それはわかりますよ。例えば今、ノロウイルスの話がよく出ますけどね、あれとインフルエンザとのかみ合いがわかりますか。

佐潟健康増進課長

ノロウイルス、今民間と言うか、かかっているインフルエンザ、こういう部分につきましては通常の感染症対策という形になりまして、今回のこういう全国的に経済に大打撃を与えるような全くの新型インフルエンザ、それとは分けて対応しております。今回の新型インフルエンザにつきましては、平成21年に発症した、発生した鳥インフルエンザとここ3年の中でも、東南アジア等を中心に601人発症、鳥インフルエンザ関係でですね、うち死亡が360人という報告がWHOの方から上がってますけれども、そういうH15N1という種類の鳥インフルエンザ、それからSARSという蔓延する感染症がありましたけれども、そういう重篤な危機のある感染症、ウイルス性の分について対応する条例となっています。

中面幸人委員長

ほかにありませんか。

野畑直委員

先ほどのですね、本部長を今執行部の方では市長を考えているということでしたけれども、5項について市長が任命するとなっておりますけど、この辺は別に違和感はないんですかね。

〔複数人発言する者あり〕

今の対策本部にですね、本部長はあっさりそう考えているんであったら市長とするとか、そういうふうな格好でその本部長が任命するとか、そういう格好のほうがいいのではないかと思いますけどね、実際に市長が対策本部の事務を総括までですよ、実際できるのかなというところもあるんですけど。

佐潟健康増進課長

まさしく野畑議員のおっしゃるとおりなんですけれども、実はこのひな型につきましては、国のほうから送ってきてまして、県の対策本部のひな型、それから市町村が定めるひな型、このとおりで参考にしてくださいというのもありまして、それとプラス市の災害対策本部規程というのが制定されてますが、そちらのほうとも対比してもですね、同じような表現の仕方をしてまして、対策本部長を市長とするとかというまでは、今回しなかった次第でござい

ます。

野畑直委員

今回初めてこの条例を制定しようとするものであるから、私は聞いたんですけれども、そういう参考であったらそれについては私がどういう立場にはないと思いますのでこれで結構です。

中面幸人委員長

休憩に入ります。

(休憩 11:30 ～ 11:31)

中面幸人委員長

休憩前に戻り委員会を再開します。ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第19号、阿久根市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について審査を一時中止いたします。

○議案第20号

阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

中面幸人委員長

次に議案第20号、阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟健康増進課長

議案書の31ページをごらんください。まず初めに、議案第20号、議案第21号及び議案第22号の阿久根市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等それぞれ3件の介護保険関連の条例制定について、全体的な事項について御説明させていただきます。

今回の条例制定については、地方分権一括法に係る条例制定であり、厚生労働省令により規定されていた地域密着型サービスの事業に関する基準等を、平成25年4月より、市町村が地域の実情に応じてみずからの判断と責任により条例で規定することとなり制定するものであります。地域密着型サービスとは、要介護や要支援状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるように、平成18年4月に創設された介護保険上のサービスのことで、8種類の介護サービスがあります。

1番目に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、要介護1から5の方が利用。本市では現時点で提供していません。2番目に夜間対応型訪問介護、要介護1から5の方が利用できます。本市では現時点で提供していません。3番目に認知症対応型通所介護、これにつきましては、要支援1・2、要介護1から5の方が利用できます。本市では現時点で提供していませんが、薩摩川内市にある施設へ3名程度の方が利用されています。4番目、小規模多機能型居宅介護、要支援1・2、要介護1から5の方が利用できます。本市では2か所で提供しています。5番目、認知症対応型共同生活介護、要支援2、要介護1から5の方が利用でき、本市では7か所が提供してあります。6番目、地域密着型特定施設入居者生活介護、要介護1から5の方が利用できます。本市では現時点で提供していません。7番目地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、要介護1から5の方が利用できます。現在、脇本地区に建設

中でございます。８番目、複合型サービス、要介護１から５の方が利用できます。本市では現時点で提供していません。今回、条例を制定するにあたっては、それぞれのサービス事業で共通する運営に関する基準の中で、利用者に対するサービス提供に関する記録書類の保存期間について、現行の基準では、完結の日から２年間とされているものを、介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効が５年間であることから、５年間に延長することとしました。

それでは、議案書のその１の３１ページになります。議案第２０号、阿久根市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。全体的な概要の説明については、議案の補足説明のときに御説明いたしましたので、本市で実施している第６章認知症対応型共同生活介護についてのみ、条文の中身について説明させていただき、他の章、サービス全体の説明としていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案書の９５ページをごらんください。９５ページになります。第６章、認知症対応型共同生活介護になります。第１節、基本方針、第１０９条で基本方針を認知症対応型共同生活介護サービス事業における基本的な事項として、要介護者であって認知症であるものについて、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことを規定しています。

次に第２節、人員に関する基準として、第１１０条、従業者の員数は、第１項から第４項において共同生活住居ごとの介護従事者は、日中は常勤換算方法で利用者３人に対して１以上、夜間・深夜帯は夜勤職員を１以上と定め、介護従事者のうち１以上が常勤でなければならないとしております。９７ページです。第５項から第１０項において、計画作成担当者について規定しております。第１１１条、管理者の資格要件を規定しています。９８ページです。第１１２条、介護事業者の代表者についてのその資格要件を規定しています。

次に第３節、設備に関する基準として、第１１３条、基準は第１項で共同生活住居数は１または２とし、第２項で、その共同生活住居の入居定員は５人から９人以下とし、日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとしています。第３項では一つの居室定員は１人とするが、利用者の処遇上必要な場合は２人とする事ができるとし、第４項で一つの居室面積は７．４３平方メートル以上でなければならないと規定しています。

次に９９ページです。第４節、運営に関する基準として、第１１４条は入退居について規定しています。１００ページです。第１１５条については、サービス提供の記録を規定しています。第１１６条については、利用料等の受領についてを規定しています。１０１ページです。第１１７条では、取扱方針について規定してあります。第１１８条では、介護計画の作成について規定してあります。１０２ページです。第１１９条、介護等は、第１項から第３項において、介護は適切な技術をもって行うこととし、介護従事者以外の者による介護を受けさせてならない。また、食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護従事者が共同で行うこととしている等を規定しています。１０３ページです。第１２０条では、社会生活上の便宜の提供等として、利用者の趣味嗜好に応じた活動を支援し、利用者・家族が必要な行政手続等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行うことや常に利用者の家族と連携を図るとともに、交流等の機会を確保するよう努めなければならないことを規定しています。第１２１条については、管理者の管理について規定しています。第１２２条については、運営規程を規定しています。第１２３条については、勤務体制の確保についてを規定しています。１０４ページです。第１２４条では、各サービス共通事項として、定員の遵守について、災害等のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて入居させてはならないことを規定してあります。第１２５条については、協力医療機関を規定しています。第１２

6条については、利益供与等の禁止を。第127条については、記録の整備を完結の日から5年間保存しなければならないと規定しています。この条文について、参酌する基準として厚生労働省令では2年としていたものを5年と延長して規定している部分となります。105ページです。第128条では、準用と読みかえの規定を定めています。なお、155ページでの附則で施行日を平成25年4月1日としております。以上で、議案第20号の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

牟田学委員

ずっと聞いたんですけど、僕はこの運営に関する基準のところに入らないのかなというのがあって、実は今、テレビ報道でもですね、認知症の方を手で押さえたり、口を黙らすために、そういう問題が今いろいろニュースであるじゃないですか、そういう運営側の入居者に対する言えば管理というか、そういう規定はこのあれには入ってないんですか。

佐潟健康増進課長

具体的な条文のところを今すぐにお示しできませんけれども、そういう虐待の部分につきましては、国・県マニュアルをつくってありまして、後半の21号のところでは条文として規定してある部分がはっきりわかるんですけども、若干20号のところではここというのはちょっとありませんが、きちんと虐待のマニュアルについては厳しく規定されており、通告義務、そして発見した場合の通知義務等なっております。

[牟田議員「了解」と発言]

山田勝委員

今まではね、県が監督官庁にあったものをそれぞれの市町村にね、下ろされてきたわけなんですけどね、阿久根市にあるこういう社会福祉法人でね、具体的にこの法律の適用を受ける施設というのはどんなの。

佐潟健康増進課長

社会福祉法人に限らず、地域密着型サービス、介護サービス等については当初から規制緩和、民間開放されてまして、有限会社とかNPOとか、そういう会社等ででも運営が、事業が設立できるようになっております。

山田勝委員

できるようになった、そしてこうゆうことで今まで県にあった、県でやっとなった条例をね、阿久根市にもやった。だからこの適用でね、あなた方が指導せないかんような施設は具体的に、阿久根市ではどこどこどこどこなんですかと聞くの。

牛濱介護保険係長

課長にかわりまして、介護保険係長の牛濱です。今課長のほうからる説明があったわけなんですけれども、私のほうから説明させていただきます。小規模多機能事業所の方が山下にありますコミュニティーの森、それから高松にあります昂和苑、あとグループホームのほうですね、西目にありますふれあいホーム花、それと脇本に2箇所あるわけなんですけれども、下村のグループホームはまなす、脇本の脇本病院の裏にありますはまゆう。それと段にありますグループホームポンタ。山下の弓木野にありますグループホーム桃の家。それと桜ヶ丘の下のほうに2箇所あるんですけども風の丘、風の詩というグループホームの方が今の現状の中ではこの条例の方にかかってくるということになります。あと25年度に御存じのように小規模多機能事業所が1箇所、地域介護福祉施設が1箇所、老人福祉施設ですね、1箇所できるんですけども、これも同じようにこの条例の適用を受けるという形になります。

現状、阿久根市にはこれだけの施設があるということです。以上です。

山田勝委員

例えばね、今まであいわの里がしてるじゃないですか、あるいは緑風荘もあるじゃないですか。いろいろたくさんありますよね、サービス事業が、地域密着型のサービス事業があるけれども、それは県の指導監督下にある。今回のこの法律を受けて阿久根市が管理監督あるいは指導せないかんようなところは今先ほど言われたグループホームと認知症を対象にそういう山下の昂和苑、そして今回できる脇本病院、何会といっても脇本病院がするんですからね、脇本病院がやろうとしている今回繰越明許する事業と山下の森さんがやる、脇本のないかていう（聴取不能）ですね、それだけがこの適用を受けるというんですね、あとんとは権限外ということですか。

佐潟健康増進課長

この条例の適用を受ける受けないというよりも平成18年に地域密着型サービスの事業が始まりました時点からこういう地域密着型サービスの事業の施設の指導、監督については市町村がすることになっておりまして、ただそれを建物をつくったり運営をしたり、許認可をする際の基準というものが国にあっただけで市町村が指定をする作業については、平成18年から市町村にありました。ただ、それ以前に設立されていた、開所していたグループホーム等については、県が指定、認可していた状況になります。今後もそういう指定ですね、許認可する分については、市町村がすることになっております。以上です。

山田勝委員

ちなみにね、これだけやってもね、これだけやっても私はね、足りないと思うんですよね、これだけやっても足りない。例えば脇本にできる脇本病院がやるやつも、（聴取不能）君がやるやつ、そういうのを考えたときですね、3カ月しないうちに満杯になると思いますよ、今の老人の状況ですとね、そうしたときに今後阿久根市はそれに対する補完はどうしようと思うの、また新しくやろうとするんですか、それともどうしますか。

佐潟健康増進課長

若干本会議の中でお話もいたした部分もありますが、今後高齢者の人口推計を見るとときに、国は2025年がピークと、それ以降については今度は逆に減っていく形もとってます。で、事業所の方々等についても十分そういう高齢者の推移は見て施設運営等は計画していただきたいというのもしております。ただ阿久根市において、今後の高齢者の方々の待機、この状態については喫緊の課題であるということで、今回施設整備も進めてきておりますけれども、今後第6期になりますけれども、そういう場合については国県が進めているのは、有料老人ホームですね、介護付き有料老人ホーム、それから住宅型有料老人ホーム、そういう民間の活力を入れた形ででのサービス提供が早いのかなという気がしております。以上です。

山田勝委員

そういうのをはやるのかなということでしょ。ですから、やはり、どういような見方を阿久根市がするかわからんけど、例えば高齢化率ですね、ばんばんばん進んでいくのと進まない箇所とあると思いますよ。やはり生産年齢の都会というのは仕事がせないかんからね、やっぱり高齢化率というのは下がると思うけど、逆に阿久根市みたいにですね、老後は阿久根市で暮らしたいというような方がふえる場所についてはね、やはりまた違った見方をせないかんのじゃないかという気がするんですよ、しかしながら、有料老人ホームがいいのか、住宅型老人ホームがいいのか、それは現実には自分の家があって自分の何があってという人もおるしね、それもひっくるめて私はね、阿久根市は阿久根市独自の方法を考える必要があるなという気がしますよ。そういうの市長に提言してほしいと思います。計画をつく

ってですね。これはね、僕が思うんですけどね、老人福祉計画でつくるの、どういう計画でつくってるんですか。

佐潟健康増進課長

大もとの計画は、高齢者保健福祉計画という名称になりますが、実際に施設の整備に反映する部分は介護給付費の費用見込額になりますので、かつこ書きで高齢者保健福祉計画をつくってますけど、介護保険事業計画の給付見込額の中で設定していくことになります。

中面幸人委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第20号、阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について審査を一時中止いたします。

○議案第21号

阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

中面幸人委員長

次に議案第21号、阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟健康増進課長

次に議案書のその2の157ページをごらんください。議案第21号、阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例制定について御説明申し上げます。先ほどの、議案第20号は、要介護1から要介護5までの認定を受けた方が利用できる、8つの地域密着型サービス事業について規定している条例ですが、議案第21号が規定するサービス事業は、要支援1と要支援2の認定を受けた方が利用するサービスで、3つのサービス事業について規定しております。全体的な概要については、議案の補足説明で御説明していますので本市で実施している第4章介護予防認知症対応型共同生活介護について共通しますので、その説明にかえさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

議案書の199ページをごらんください。199ページになります。第4章、介護予防認知症対応型共同生活介護になります。第1節、基本方針、第70条で基本方針を介護予防認知症対応型共同生活介護サービス事業における基本的な事項として、その認知症であるものについて、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことを規定しています。

次に第2節、人員に関する基準として第71条、従業者の員数について規定しております。200ページから201ページです。計画作成担当者の資格について規定しています。第72条は管理者の資格について規定しています。202ページです。第73条は、介護事業者の代表者の資格について規定しています。

次に第3節、設備に関する基準として、第74条、設備に関する基準は、第1項で共同生活住居数は1または2とし、第2項で、その共同生活住居の入居定員は5人から9人以下とし、日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとしています。第3項では、一つの居室定

員は1人とするが、利用者の処遇上必要な場合は2人とする事ができるとし、第4項で一つの居室面積は7.43平方メートル以上でなければならないと規定しています。

203ページです。次に第4節運営に関する基準として、第75条は入退居について規定しています。204ページです。第76条は、サービス提供の記録について規定しています。第77条は、利用料等の受領について規定しています。205ページです。第78条は、身体的拘束等の禁止について規定しています。第79条は、管理者の管理について規定しています。第80条は、運営規程について規定しています。206ページです。第81条は、勤務体制の確保について規定しています。第82条では、各サービス共通事項として、定員の遵守について、災害等のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて入居させてはならないことを規定してあります。第83条は、協力医療機関について規定してあります。第84条は、利益供与等の禁止について規定しています。207ページです。第85条は、記録の整備について、完結の日から5年間保存しなければならないと規定しています。この条文について、参酌する基準として厚生労働省令では2年としていたものを5年と延長して規定している部分となります。第86条では、準用と読みかえの規定を定めています。208ページです。

第5節、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準として、第87条は、基本取扱方針について利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならないと定義し、質の評価を行ない、また外部の者に評価を受けて公表しないといけなしとしてあります。209ページです。第88条は、具体的取扱方針について規定してあります。210ページです。第89条は、介護等について規定しています。211ページです。第90条では、第1項から第3項まで社会生活上の便宜の提供等として、利用者の趣味嗜好に応じた活動を支援し、利用者・家族が必要な行政手続等を行うことが困難な場合、同意を得てかわって行うことや常に利用者の家族と連携を図るとともに交流等の機会を確保するよう努めなければならないことを規定しています。なお附則で施行日を平成25年4月1日としております。以上で、議案第21号の説明とさせていただきます。どうかよろしく願います。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

先の条例も聞こうと思ったけど、聞き逃してしまったんですが、例えば施設の定義その他について決まっていますよね。しかし、職員については全部チェックするの、いつも。

佐潟健康増進課長

そのサービスを開始する、指定するときに当然入居者に応じた必要な職員数が出てきますので、それについてチェックをして指定ということを行い、また2年から3年に一遍、実施指導ということを行いますけれども、その際にもそのそれぞれの資格のある職員の関係についてチェックしております。

山田勝委員

例えばね、前の条例については介護支援よりも要介護1から5の対象が多かったですよね、今回支援1、2とか非常に軽い方々ですよね、ということはイコール、協本のデイサービスが協本と黒木にあるじゃないですか。緑風荘と（聴取不能）ですね、ここに集まっている人が割に多いんですね、そんなら新しい施設はつくらせようという計画はないの。

佐潟健康増進課長

ケアマネージャーの方々から非常にそういうデイサービスの数の業者がふえてきて、当然

認定者の方もふえてますし、業者もふえてきているということで、一人あたりの利用回数が減ってきているのでぜひ行政としてもそういうデイサービスの事業者の働きかけてくれというのが、個々ケアマネジャーの方々からありまして、行政としても積極的に足らないのでお願いしますという形はとれませんけれども、そういう提供したいという事業者の方が相談があったら積極的に協力していきたいというふうに思っております。ただ許認可権がそれも県になっている関係上、どうしても市町村については、なかなか先に情報が入ってこないものですから、そこは県とも連携してやっていこうと思っています。

山田勝委員

ほかの施設については、今先ほど言われたようなね、形で施設については今後はね、住宅型とか、あるいは有料老人ホーム型とかというふうにしていこうという流れだというけど、現実にデイサービスについては、必要だけでも許認可権が県にある。そんなら、ちょっとしますけどね、二つのデイサービスの中で非常に利用が多くて、今は新しい利用者を入れる状況ではない、それも非常に多くて利用回数が高くなっているという状況なんですか。

佐潟健康増進課長

まさしくそのとおりのことの相談をケアマネジャーの方々から受けています。

山田勝委員

例えばこれがね、デイサービスとか、あるいはそういう意味の施設だ、あるいはそういう仕事をするという、非常に送迎車がね、あちこちしてると思うんですよね。全部これは施設の送迎車がするの。事業者がするんですか。送迎は。

佐潟健康増進課長

基本的には事業者の人が送迎をするようになっているかと思います。

山田勝委員

誰かが事業をしようということであつたら、県の許認可の基に事業をしてもいいけれども、利益がないんだな、あんまり。事業者が事業をする人が、例えばペイするようなそういう事業所じゃないわけでしょ。用支援だから。積極的にそれをつくってくださいといえる状況ではないということですね。

佐潟健康増進課長

そこら辺の経営的な分析となっていくますと、当然、用支援1、2の方々、介護度が低い方々の介護の報酬単価というのは低くなっておりますので、デイサービス等利用される方については、当然、報酬単価は低いかと思います。ただそれだけ送迎にかかる経費、そういった部分がかかなり経費がかかるのかと、実際緑風荘さんの部分については、当初事業開始のときに送迎バスを市が準備して提供したかと思いますが、ほかのデイサービス業者の方々については、そういう形態はとってませんので実際の財務状況としてどうなのかというのは確認をしております。

中面幸人委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ議案第21号、阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、審査を一時中止いたします。

休憩に入ります。

(休憩 12:02 ～ 13:02)

中面幸人委員長

休憩前に戻り委員会を再開します。

○議案第 22 号、

阿久根市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

中面幸人委員長

次に議案第 22 号、阿久根市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟健康増進課長

議案書その 2 の 212 ページをごらんください。議案第 22 号、阿久根市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例制定について御説明申し上げます。第 1 条では、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者における趣旨について。

第 2 条では地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員について、介護保険法第 78 条の 2 第 1 項の規定による定員を 29 人以下にすることを規定しています。第 3 条では、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請者の資格について、介護保険法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号及び同法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の規定で定めるものは法人でなければならないことを規定しています。なお、附則で施行日は平成 25 年 4 月 1 日としております。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、補佐、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第 22 号、阿久根市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について審査を一時中止いたします。

（健康増進課 退室）

（都市建設課 入室）

○議案第 1 号

平成 24 年度阿久根市一般会計補正予算（第 8 号）都市建設課所管分

中面幸人委員長

次に、議案第 1 号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

飛松都市建設課長

先の本会議におきまして、委員会付託になりました平成 24 年度一般会計補正予算第 8 号のうち、都市建設課所管の主なものについて御説明いたします。予算書の 11 ページをお願いします。地方債の変更について説明いたします。上から 7 項目市道新設改良事業、8 項目砂防事業であります。両事業とも事業費の確定に伴います起債額の減額変更でございます。

次は予算書の 22 ページをお願いいたします。次に補正予算に関する説明について、歳出

から御説明いたします。6款農林水産業費3項水産業費3目漁港管理費13節委託料324万円の減額は、阿久根市が管理する脇本漁港水産基盤機能保全計画策定調査設計業務の事業確定による減額補正であります。4目漁港建設費19節負担金及び交付金400万円は、鹿児島県が管理する阿久根漁港において行う水産基盤機能保全事業、係船護岸改修工事2,000万円に対する負担金400万円、負担率は20%であります。工事内容としまして、高松川河口の護岸の補強工事であります。

次は8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費13節委託料232万4千円の減額は、市道伐開委託の事業確定に伴います減額変更であります。市道伐開事業費1,000万円を路線数23路線、委託件数にしまして12件に分割して委託発注を行いましたが、そのうち3件の委託が受注されなかったことに伴います減額であります。受注されなかった3路線につきましては、道路維持作業班の対応により完了をいたしております。次は23ページをお願いいたします。3目道路新設改良費13節委託料153万2千円と、17節公有財産購入費43万4千円の減額は、市道中央線大川における事業の確定に伴う減額であります。19節負担金補助及び交付金70万円は、県道下東郷阿久根線において県が行う舗装工事700万円に対する市の負担金であり、負担率は10%でございます。工事内容としまして、県道の旧道部分、尾崎地区の延長300メートルの舗装工事であります。

3項河川費2目河川維持費13節委託料63万6千円の減額は、河川伐開委託の事業費の確定に伴う減額でございます。次に4目砂防費15節工事請負費100万円の減額は、鶴川内地区の赤剥のはげ小川改修工事の事業費確定に伴う減額であります。19節負担金補助及び交付金47万4千円は、尾原川県単砂防事業の473万9千円に対する市の負担金であり、負担率は10%であります。

次に6項住宅費1目住宅管理費19節負担金補助及び交付金の減額165万円は、平成24年度阿久根市木造住宅耐震事業の耐震診断5戸、耐震改修5戸を見込んでおりましたが、事業実施希望者がなかったため減額するものであります。次に3目危険住宅移転促進費の減額522万9千円は、19節負担金補助及び交付金522万円が主なものであり、がけ地近接等危険住宅移転事業1戸を見込んでおりましたが、事業実施の該当者がなかったため、減額するものであります。

次は歳入であります。15ページをお願いします。13款国庫支出金2項国庫補助金5目農林水産業費国庫補助金3節水産業費補助金162万円の減額は、脇本漁港水産基盤機能保全計画策定業務の事業確定に伴います補助金の減額であります。7目土木費国庫補助金6節住宅費補助金343万5千円の減額は事業実施の希望者がなかったため、国庫補助金を減額するものであります。内訳としまして、平成24年度がけ地近接等危険住宅移転事業1戸分261万円と阿久根市木造住宅耐震事業の耐震診断5戸、耐震改修5戸分の合計82万5千円を減額するものであります。

次は16ページをお願いいたします。14款県支出金2項県補助金7目土木費県補助金6節住宅補助金の減額130万5千円は、がけ地近接等危険住宅移転事業が1戸分で、事業実施希望者がなかったため県補助金を減額するものであります。

次に17ページをお願いします。20款市債1項市債7目土木債1節道路橋りょう債40万円の減額は、市道中央線大川の改良事業に伴う用地購入費を過疎債で対応する予定でしたが、平成25年度に係地権者より合わせて購入することになったため、市債を減額するものであります。次に2節河川債100万円の減額ありますが、土石流危険溪流鶴川内地区の赤剥のはげ小川の改修工事の事業確定による市債の減額であります。以上で説明を終わりますが、御質問に対する答弁は課長、不足の場合は担当係長で対応させていただきますの

でよろしくお願いいたします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

牟田委員

歳出の24ページ、19節負担金及び交付金、がけ地等危険住宅移転事業なんですけども、今年度は該当がないということだったんですけども、実際都市建設課で何件ぐらいこの阿久根市にこのがけ地のあれがあるのかというのはわかりませんか。

飛松都市建設課長

その件については、担当係長の方に説明させます。

松木建築係長

建築係で把握している戸数は590戸程度になります。

牟田学委員

こんなにいっぱいあるんですか。590戸。この減額の522万円というのは、1戸の移転のための予算だったんですかね。

松木建築係長

はい、1戸の予定額です。

牟田学委員

この590戸が全部せないかんというのでは。凄いですね。わかりました。

中面幸人委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第1号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

○議案第23号

阿久根市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

中面幸人委員長

次に議案第23号、阿久根市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

飛松都市建設課長

先の本会議におきまして委員会付託になりました、議案第23号から議案第28号までが都市建設課所管であります。始めに、議案第23号、阿久根市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてであります。これについて説明をいたします。これにつきましては補足で説明をいたしましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、道路法の一部が改正されたことに伴い、市道の構造の技術的基準を定めるため、条例を制定するものであります。

この条例は、阿久根市が管理する市道の新設又または改築を行う場合における車線、路肩、自転車道、歩道、植樹帯などの幅員や設計速度、曲線半径、縦断勾配などの技術的基準について、参酌すべき基準である道路構造令を基本として定めるものであります。

それでは、条例の主な具体的内容について、御説明いたします。第1条、趣旨、第2条定義、第3条道路の区分につきましては、道路構造令を参酌しております。第4条の車線等につきましては、道路構造令を参酌いたしております。第5条の車線の分離等につきましては、阿久根市が管理する市道につきましては、第1種、第2種、第3種1級の区分を設けないことから記載を削除しました。第6条から第37条までにつきましては、道路構造令を参酌い

たしております。３８条の橋、高架の道路等につきましては、設計自動車荷重については道路法第３０条第２項の規定にもとづき政令で定められていることから、関係各項を削除いたしました。第３９条から第４０条については道路構造令を参酌いたしております。第４１条自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路、第４２条歩行者専用道路につきましての建築限界については、政令で定められていることから削除しました。第４３条の道路標識の寸法でございますが、これにつきましては、阿久根市独自の基準を設けないことから、国の標識例の基準どおりとして規則を定めるものであります。

最後に、附則はこの条例の施行日を平成２５年４月１日とするものであります以上で説明を終わりますが、御質問に対する答弁は課長、不足の場合は担当係長で答弁をさせていただきます。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第２３号、阿久根市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、審査を一時中止いたします。

○議案第２４号

阿久根市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

中面幸人委員長

次に議案第２４号、阿久根市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

飛松都市建設課長

次に議案第２４号、阿久根市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について御説明いたします。河川法の一部が改正されたことに伴い、準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定めるため、条例を制定する必要があることから今回提案するものであります。

この条例は、阿久根市が管理する準用河川の堤防、床どめ、堰、水門、樋門、橋及び伏せ越しなどの管理施設についての構造の技術的基準について参酌すべき基準である河川管理施設等構造令を基本として定めるものであります。なお、河川管理施設等構造令で定めるダム、計画高潮位、高潮区間など高潮に関するもの、湖沼等に関するもの、高水敷、揚水機場、排水機場、取水塔及び高規格堤防は、市の管理する準用河川で想定しない施設でございますので条例の規程から削除いたしております。

それでは、主な条例の内容について御説明をいたします。第２章は、第３条から第１５条までにおいて阿久根市が管理する準用河川の堤防の構造等について規定するものであります。第３章は、第１６条から第１９条までにおいて床止めの構造等について規定をするものであります。第４章は、第２０条から第２８条までにおいて堰の構造等について規定するものであります。第５章は、第２９条から第３６条までにおいて水門及び樋門の構造等について規定するものであります。第６章は、第３７条から第４２条までにおいて橋の構造等について規定したものであります。第７章は、第４３条から第４７条までにおいて伏せ越しの構造等について規定したものであります。

最後に附則は、条例の施行日を平成２５年４月１日とするものであります。以上で補足説明を終わりますが、質問に対する答弁は課長、不足の場合は担当係長で行いますので、よろしくお願いいたします

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第24号、阿久根市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、審査を一時中止いたします。

○議案第25号

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

中面幸人委員長

次に議案第25号、阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

飛松都市建設課長

次に議案第25号、阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。今回の条例の改正につきましては、市営住宅の入居資格に係る収入基準を改めるものであります。この収入基準の改正につきましては、公営住宅法施行令第6条第1項により、高齢者及び障がい者等の世帯である裁量階層世帯を月額25万9千円、同条第2項により、それ以外の一般階層世帯については月額15万8千円を上限とし、その範囲内で条例で規定することとし、このことを参酌し、第6条第1項第1号において、入居資格に係る裁量階層の範囲を規定するものでありますしております。

入居資格に係る収入基準についてであります。第6条第1項第2号において、裁量者階層の収入基準を月額21万4千円以下、それ以外の一般階層については収入基準を月額15万8千円以下とそれぞれ規定するものであります。これらの収入基準につきましては、現在の入居申込者の状況及び既入居者の入居資格への影響等をかんがみ、現行の収入基準と同額のもので規定したところであります。

最後に附則は、条例の施行日を平成25年4月1日とするものであります。以上で説明を終わりますが、質問に対する答弁は課長、不足の場合は担当係長で対応しますので、よろしくお願い致します。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

収入に関することなんですけれども、年間を通じていろいろな方が来られると思うんですけれども、この金額が据え置きという形ということですが、断るパターンの中で大体どれくらいの月額収入ですね、その層が多いのかなというのが気になるのですが、そこらがわかれば教えてほしい。

飛松都市建設課長

答弁については、猿楽用地住宅係長に答弁をさせます。

猿楽用地住宅係長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。受付において収入で断ったというケースは減多にないです。通常、ほとんどの場合なんです。旧令、旧法にもとづいた収入額のほうでだいたい入居希望者は収まっているというところでございます。

出口徹裕委員

それは大体みてこられてるということだとは思いますが、そうした場合、今の待機

しているような人数の方はどれくらいいらっしゃいますか。希望されて入れないとか。

猿楽用地住宅係長

待機者は御指摘の通りいらっしゃいます。一番最近の数字は把握してないんですけども、大体待機者は60件程度で推移をしております。

中面幸人委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第25号、阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

○議案第26号

阿久根市営住宅等整備基準条例の制定について

中面幸人委員長

次に議案第26号、阿久根市営住宅等整備基準条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

飛松都市建設課長

次に議案第26号、阿久根市営住宅等整備基準条例の制定について御説明いたします。公営住宅法等の一部が改正されたことに伴い、これまで国が法令で定めていた市営住宅の整備基準について、国が定める基準を参酌して地域の実情に応じて条例を制定するものであります。

それでは条例の主な内容につきまして御説明いたします。第3条及び第4条は、市営住宅等の整備に伴う健全な地域社会形成及び居住環境の確保を考慮し整備基準を規定したものであり、第5条から第12条までについては、市営住宅の建設にあたり建設費用の縮減、敷地の安全性、住棟、住戸及び附帯施設等の基準を規定したものであります。

最後に附則は、条例の施行日を平成25年4月1日とするものであります。以上で補足説明を終わりますが、御質問に対する答弁は課長、不足の場合は担当係長で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第26号、阿久根市営住宅等整備基準条例の制定について、審査を一時中止いたします。

○議案第27号

阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

中面幸人委員長

次に議案第27号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

飛松都市建設課長

次に議案第27号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。都市公園法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。都市公園法の改正により、地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合す

るよう行うものとする規定がされました。

それでは、条例の主な内容について御説明いたします。第2条におきまして住民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準を定めるものであります。平成5年6月に都市公園法施行令の一部改正により、市町村の一人当たりの都市公園面積の基準を10平方メートル以上とする。また、市街地の1人当たりの都市公園面積の基準を5平方メートル以上とする。と規定されておりますが、現在、すでに一人当たりの都市公園面積の基準10平方メートルを上回っていること、及び、今後市街地の都市公園の廃止を予定していないことから、市街地の一人当たりの都市公園面積の基準の記載を削除いたしました。第2条の2は、市が設置する都市公園の配置及び規模の基準を規定するものであり、都市公園の敷地面積の基準、配置及び規模の基準を定めるものであります。第2条の3は、公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準を定めるものであります。

最後に附則は、この条例の施行日を平成25年4月1日とするものであります。以上で補足説明を終わりますが、御質問に対する答弁は課長、不足の場合は、担当係長に答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第27号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

○議案第28号

阿久根市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

中面幸人委員長

次に議案第28号、阿久根市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

飛松都市建設課長

次に議案第28号、阿久根市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、公園管理者等は特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設を移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例に適合させなければならないと定められました。そこで今回、阿久根市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定するものであります。

それでは条例の主な内容について御説明いたします。第2条から第13条までにおいて、特定公園施設、都市公園の園路及び広場、屋根付き広場、休憩所及び管理事務所、野外劇場及び野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場及び手洗い場、掲示板及び標識の設置基準について定めるものであります。

最後に附則は、この条例の施行日を平成25年4月1日とするものであります。以上で補足説明を終わりますが、質問に対する答弁は課長、不足の場合は担当係長で答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

柔軟的なところになるかと思いますが、いま現在の公園とか、バリアフリーでよく言う言葉になるんでしょうけれども、この８％とか公園を利用する形の８％、縦断勾配が８％以下とするというのが、第２条のところであるんですけども、いま現在でそれよりきつくなっているようなところというのは、大体これから直していかないといけないというところは、何箇所かあるのか、あればちょっと教えてほしいんですけど。

飛松都市建設課長

阿久根市が今現在、管理する都市公園というのが３２カ所ございます。その他公園としまして２箇所ということになっております。そういう中で、現在阿久根大島公園もこの公園の中には入っているわけなんですけど、ある程度公園敷地につきましては、バリアフリー的にやっているとございますが、その急激に勾配をどうだということはありません。ただし、阿久根大島の公園の施設のレストハウス等について、一部不適合というところがありますので、それについては、観光課を含めまして今後計画していく所存でございます。

中面幸人委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第２８号、阿久根市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、審査を一時中止いたします。

（都市建設課 退室）

（農政課 入室）

○議案第１号

平成２４年度阿久根市一般会計補正予算（第８号）農政課所管分

中面幸人委員長

次に議案第１号中、農政課所管の事項について審査に入ります。

内園農政課長

去る２月２８日、産業厚生委員会に付託となりました、議案第１号平成２４年度阿久根市一般会計補正予算第８号のうち、農政課所管について御説明いたします。

まず歳出から説明いたします。補正予算書の２１ページをお開きください。６款農林水産業費１項３目農業振興費１９節負担金補助及び交付金の補正額１，２７０万８千円の減額は、新規就農者支援対策事業に対するその他負担金のほか、農業・農村活性化推進施設等整備事業外３事業に対する事業費補助の減額補正であります。新規就農者支援対策事業の７５万円の減額補正につきましては、出水地区新規就農者支援対策協議会が実施しております新規就農者支援対策事業を利用して研修を受けていた者が、国の青年就農給付金を受けられることとなったため、青年就農給付金制度へ移行したものでありまして、その不用額を減額補正したものであります。農業・農村活性化推進施設等整備事業の６９万３千円及び産地づくり対策事業の１２万３千円の減額補正につきましては、農業・農村活性化推進施設等整備事業のメニュー事業にあります、産地づくり対策事業を活用し、龍毛甘夏生産組合が購入されましたスピードスプレーヤ及び上原生産組合が購入されました乗用田植機の導入に対する事業費補助であります。その入札執行残額を減額補正したものであります。本事業は農家の農業機械等に対する過剰投資を抑制し、農業経営の安定を図るために、農業施設及び農業機械等の導入を図る農作業受託組合に対し補助金を交付するものでありまして、補助率は県が３分の１、市が６分の１となっているところであります。次のジャンボタニシ駆除対策事業の２２３万円の減額補正につきましては、ジャンボタニシよる水稻の食害対策を行った農家に対

し、市が補助金を交付するものでありますが、需要見込額に対し実績が下回ったため、実績に応じ減額補正しようとするものであります。降灰防止降灰除去施設等整備事業の８９１万２千円の減額補正につきましては、降灰防止対策として、被覆施設や共同利用機械施設等の導入整備を行う農家の経営安定を図るため創設されました県の補助事業でございますが、当該事業費の確定に伴い入札執行残等を減額補正しようとするものであります。次の２３節償還金利子及び割引料の補正額１２万４千円につきましては、内田地区が平成２３年度末をもって中山間地域等直接支払交付金の協定を解約することとなったために、当該事業開始年度となる平成２２年度に遡及しまして、受給された交付金のうち返還対象額の全額を返納するものであります。次に、４目畜産業費２３節償還金利子及び割引料の補正額３３０万１千円は、肉用牛特別導入事業を国が事業廃止したことに伴い、基金造成額のうち国庫負担分を平成２４年度から２９年度までの６カ年計画で返納することになったものであります。今回の補正額は、このうち平成２４年度に返還期限が到来します基金造成額分、３３０万１千円を予算計上させていただいたものであります。なお、６カ年間に返還しなければならない返還金の総額は５８２万円であります。

次の５目農地費１９節負担金補助及び交付金の補正額４１７万円の減額補正につきましては、いずれも県営事業に対する地元負担金であります。県営ため池等整備事業の１５０万円の減額補正につきましては、木場仁田地区の排水路整備工事を当初、土砂崩壊防止事業で計画しておりましたが、年度中に農業体質強化基盤整備促進事業での対応が可能となったため、農業体質強化基盤整備促進事業で事業実施したものでございまして、土砂崩壊防止事業に係る予算額が不用となったものであります。なお、当該事業の補助率は、両事業ともに国が５０％、県が４５％、残りの５％を市が負担することになっております。次の県営農道保全対策事業の４０５万円の減額につきましては、市道阿久根出水線の路面改良等の整備を実施するため、当該事業に係る市負担金を予算計上していたものでございますが、県の事業費減額に伴ない市負担額も減額補正するものであります。中山間地域総合整備事業の補正額１００万円及び次の県営防災ダム事業の補正額３８万円につきましては、県の事業費が確定したのに伴い、市負担額を増額補正するものであります。平成２４年度に施行しました主な事業内容といたしましては、中山間地域総合整備事業におきましては、黒之浜集落道路の整備工事ははじめ、鳩之浦西地区における用水整備のほか、牟田農道の用地補償及び内田地区の圃場整備をはじめ４地区の換地処分を実施しているところであります。県営防災ダム事業につきましては、高松ダムの警報設備システムなど老朽化に伴いまして、システム更新等の事業を施行しているものであります。

次に歳入について御説明いたします。１５ページをお開きください。１１款分担金及び負担金１項１目１節農業費分担金の補正額２３万９千円は、中山間地域総合整備事業の実施に伴ないます受益者負担金のことであります。当初予算では、受益者負担を要する工事につきましては、圃場整備を施工致しました４団地の換地処分費用のみを予算計上していたものでございましたが、実績では、当該換地処分費は減額となったものでありますが、受益者負担を要します用地補償及び電気設備等の追加工事を実施したことに伴ないまして、受益者負担が増となったものであります。なお当該事業における受益者負担割合は、対象事業費の５％となっております。

次に２０款市債１項５目１節農業債につきましては、県営ため池整備事業ほか３事業の事業実施に伴う財源債の補正であります。県営ため池整備事業債の１３０万円の減額補正につきましては、土砂崩壊防止事業から農業体質強化基盤整備促進事業へ実施事業を振りかえたことに伴ないまして、土砂崩壊防止事業の財源債を全額減額補正するものであります。県営

中山間地域総合整備事業債及び県営農道保全対策事業債並びに県営防災ダム事業債につきましては、歳出のところで御説明いたしましたとおり、県の事業費が確定いたしましたので、それに伴い財源債の補正措置を行なうものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、質問については、私と両補佐でお答えさせていただきます。

すいません。説明漏れがありました。16ページをお願いいたします。14款県支出金2項5目1節農業費補助金の補正額945万6千円の減額補正は、農業・農村活性化推進施設等整備事業の54万4千円の減額補正と活動火山周辺地域防災営農対策事業費の891万2千円の減額補正の合計額であります。農業・農村活性化推進施設等整備事業費につきましては、事業のメニュー事業にあります産地づくり対策事業の事業実施に伴う県補助金のことでございまして、龍毛甘夏生産組合及び上原生産組合の事業費確定に伴う減額補正であります。次の活動火山周辺地域防災営農対策事業費につきましては、降灰防止降灰除去施設等整備事業の事業実施に伴う県補助金のことでございまして、阿久根第一園芸生産組合外2組合の事業費確定に伴う減額補正であります。

次に17ページをごらんください。19款諸収入5項4目20節雑入のうち、中山間地域等直接支払交付金返納金の補正額16万4千円につきましては、内田地区が中山間地域等直接支払交付金の協定を解約するに至ったため、内田地区へ交付した補助金の全額を返還金として受け入れるものであります。本事業による補助金の負担割合は、国が50%で県と市がそれぞれ25%を負担しているものであります。すいませんでした。よろしくお願いします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第1号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

（農政課 退室）

（水産林務課 入室）

○議案第1号

平成24年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）水産林務課所管分

中面幸人委員長

次に、議案第1号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

早瀬水産林務課長

水産林務課が所管します、平成24年度一般会計補正予算第8号について御説明いたします。それでは、歳出について御説明いたします。予算書の21ページをお開きください。

6款2項2目林業振興費の8節報償費の補正額21万1千円は、有害鳥獣捕獲において当初計画より実績での増加が見込まれるため補正するものであります。先に皆さんにお配りしましたこちらのほうでいきますと、イノシシの場合が当初予算では180頭でした。180頭が実績見込みで197頭、シカが100頭の予定が84頭、アナグマの場合が100等の場合が110頭です。そしてカラスの方が120羽に對しまして270羽ということで、大きくはイノシシの10万2千円の増、そしてカラスの方が18万円の増、これが主なものであります。次に19節負担金補助及び交付金の減額補正額15万9千円はイノシシ被害防止事業47万2千円の増額と森のめぐみの産地づくり事業63万1千円の減額であります。こちらのほうにつきましては、イノシシ被害防止事業、主なものにつきまして鳥類捕獲を20

0人を予定しておりましたが、これが171名です。ということで、4万3,500円の減となっておりますが、獣類捕獲のほうを延べ2千人を予定しておりましたが、2,423人ということで423人増の42万3千円の増となっております。それと捕獲器用の餌代5万円を予定しておりましたが、13万6,346円ということで8万6,346円の増ということで、47万2千円の増額というふうになっております。次に森のめぐみの産地づくり事業63万1千円の減額は、県補助金の減額に伴いまして、集材路500メートルを400メートルへ短縮し、機材としまして、チップー、こちらのほうの購入費約60万円を減額するものであります。

つづきまして、3目市有林造成費79万5千円の減額についてですが、22ページの一番上になります。松くい虫被害秋期駆除事業として阿久根大島の松の被害時に伐倒・焼却作業を行うものであります。5月に県委託事業として松くい虫防除作業を行い、以後、被害が出なかったことから関係事業費の全額を減額するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。予算書の16ページをお開きください。14款2項5目農林水産業費県補助金2節林業費補助金72万9千円の減額は、歳出の減額に合わせ、松くい虫被害秋期駆除事業20立方メートル分の30万8千円と森のめぐみの産地づくり事業42万1千円、これは歳出の63万1千円の3分の2となっております。を減額するものであります。

以上で水産林務課所管の補正予算説明を終わりますが、答弁につきましては、私並びに担当係長より答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第1号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。
(水産林務課 退室)

(商工観光課 入室)

○議案第1号

平成24年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）商工観光課所管分

中面幸人委員長

次に議案第1号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

馬見塚商工観光課長

議案第1号、平成24年度一般会計補正予算第8号、当課所管分について説明をいたします。今回は歳出のみでございます。予算書22ページをお願いいたします。7款商工費1項商工費1目商工総務費であります。これは財源の組みかえであります。金額は2万3千円で、これは23年度事業であった光をそそぐ交付金の積立金に発生しました一般財源の利子相当分を補助事業内に組みかえるものでございます。

次に2目商工振興費についてであります。19節の補助金及び交付金529万6千円の減額です。内訳といたしましては、まず阿久根市地域間幹線系統確保維持費補助事業で61万9千円の減額です。これは南国交通株式会社に対し、運行補助として行っている事業でございます。12月末締めによる本年度の実績額が確定いたしましたので、残額を減額するものです。予算の積算に当たりましては、前年度の実績をもとに策定しましたが、バス利用者が多かったものと思われ。次の過疎バス運行事業53万円の減額ですが、これは10

月から乗合タクシー事業に移行したため、半年分が不用となり減額を行うものです。次に乗合タクシーにつきましては、企画調整課で説明済みと聞いておりますので省かせていただきます。次に市中小企業振興資金利子補給金の169万2千円の減額、それから次のその他補助金で県中小企業振興資金保証料が165万5千の減額であります。今年度につきましては、運転資金が主であり、新規事業や設備資金等の多額の資金を要する利用者が少なかったものが予算見込みとの違いと思われます。ちなみにこの制度は、1月1日から12月31日が実施期間となっています。

次に30ページをお願いします。債務負担行為について、御説明を申し上げます。9行目下から2番目ですが、AEDを脇本海水浴場に設置するため平成25年度から平成29年度までの5カ年間、37万2千円で借り上げるものです。

以上で、当課所管分の説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

牟田学委員

今課長の説明でですね、利子等補給金の2件なんですけども、申し込む会社が少なかったというかですね、そういう説明だったんですけども、一つは今こういう世の中でですね、申し込んだけれども採用されなかったというのが多いんじゃないのかなと僕は思うんですけども、そこあたりはどうですか。

馬見塚商工観光課長

事前審査といたしまして、私どもと商工会議所と銀行さんとの協議をいたしますが、去年1年間分において事前審査で落ちたものはございません。後は補償協会とかそのあたりの審査でということになります。

中面幸人委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第1号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

（商工観光課 退室）

（水道課 入室）

○議案第6号

平成24年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）

中面幸人委員長

次に議案第6号、平成24年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）について審査に入ります。課長の説明を求めます。

浦水道課長

先の本会議において、産業厚生委員会に付託された議案第6号、平成24年度阿久根市水道事業会計補正予算第1号について、御説明申し上げます。補正予算書の51ページをお開きください。債務負担行為であります。平成25年4月1日から業務を行う水源地管理業務委託料ほか11件について、その契約手続きなどを3月中に行う必要があることから債務負担行為を行うものであります。以上で説明を終わりますが、質疑に対する答弁は、私もしくは担当係長がいたしますので、よろしくお願いいたします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第6号、平成24年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）について、審査を一時中止いたします。

○議案第29号

阿久根市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

中面幸人委員長

次に議案第29号、阿久根市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

浦水道課長

先の本会議において産業厚生委員会に付託された、議案第29号、阿久根市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、御説明申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、水道法の一部が改正されたことに伴い、これまで国が一律に定めていた水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を地方自治体において条例で制定することとされたことにより制定するものであります。

それでは、条例の主な制定事項について御説明申し上げます。第2条関係は、布設工事監督者を配置する工事について規定するものであります。第3条は、布設工事監督者の資格について規定したものであり、第1項関係は、阿久根市水道事業の技術者は人事異動により布設工事に従事することとなることから、監督者確保の観点により布設工事監督者の資格については、水道法施行令第4条及び水道法施行規則第9条の基準に加えて、実務従事経験年数を3年6カ月とするものであり、第2項は簡易水道事業に関する布設工事監督者の資格基準については、水道法施行令第4条の基準のとおり、上水道の資格基準の2分の1の年数とするものであります。第4条は、水道技術管理者の資格について規定したものであり、第1項は水道技術管理者の資格基準については、水道法施行令第6条及び水道法施行規則第14条の基準のとおり定めることとし、第2項は簡易水道事業に関する水道技術管理者の資格基準については、水道法施行令第6条の基準のとおり、上水道の資格基準の2分の1の年数とするものでありますにしました。

最後に附則は、条例の施行日を平成25年4月1日からとするものであります。以上で説明を終わりますが、質疑に関する答弁は、私もしくは担当係長がいたしますので、よろしくお願いいたします。

中面幸人委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第29号、阿久根市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

（水道課 退室）

中面幸人委員長

各課の審査が終了しましたが、ここで現地調査についてお諮りいたします。現地調査について各委員の意見を伺います。

〔「必要なし」と発言する者あり〕

それでは必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

各課の審査が終わりました。ここで各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と発言する者あり〕

それでは、議案第1号、平成24年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第1号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、議案第2号、平成24年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第2号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、平成24年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第4号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、平成24年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第5号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、平成24年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第6号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１７号、阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第１７号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第１７号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１８号、阿久根市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第１８号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第１８号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１９号、阿久根市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第１９号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。よって議案第１９号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２０号、阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第２０号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第２０号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２１号、阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第２１号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第２１号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

た。

次に、議案第２２号、阿久根市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第２２号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第２２号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２３号、阿久根市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第２３号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第２３号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２４号、阿久根市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第２４号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第２４号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２５号、阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第２５号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第２５号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２６号、阿久根市営住宅等整備基準条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第２６号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第26号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第27号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第27号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号、阿久根市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第28号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、阿久根市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第29号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第29号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本定例会において、当委員会に付託されました案件はすべて終了しました。ただいま採決されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

〔「お願いします」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま採決されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次にお諮りいたします。当委員会に付託されました案件はすべて議了いたしましたので、明日、7日は休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって7日は休会とすることに決しました。

次にその他ですが、委員の方から何かありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

ないようですので、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散会 14 : 18)

産業厚生委員会委員長 中 面 幸 人